

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 飲食店が行う新たな取組を支援します。



① テイクアウト用カウンター・ドライブスルー窓口設置工事費用 など



② 屋台・移動販売車・出前バイクなどの購入・リース費用 など



③ モバイルオーダーサービス導入費用、新商品開発広報費用 など

① テイクアウト用カウンター・ドライブスルー窓口設置工事費用 など（店舗修繕）

概要

市内で飲食業を営む中小企業者が、店内で行われていた消費活動を店外へ移すために店舗のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助する

補助対象経費

テイクアウトなどを実施するために行う店舗の修繕、模様替え及び増築工事に要する費用

補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の 1/2 以内（千円未満切捨て）で上限 50 万円
- ・1 店舗につき申請は 1 回まで
（「②店舗外販路開拓」とどちらか 1 店舗 1 回まで）



② 屋台・移動販売車・出前バイクなどの購入・リース費用 など（店舗外販路開拓）

概要

市内で飲食業を営む中小企業者が、店舗外で営業販売を行う場合に、その費用の一部を補助する

補助対象経費

- ・営業許可等の許認可取得に要する費用
- ・屋台・移動販売車・出前バイクなどの車両購入費・リース料など（リース料は令和3年2月分まで）

補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の 1/2 以内（千円未満切捨て）で上限 50 万円
- ・1 店舗につき申請は 1 回まで
（「①店舗修繕」とどちらか 1 店舗 1 回まで）



③ モバイルオーダーサービス導入費用、新商品開発広報費用 など（販売促進）

概要

市内で飲食業を営む中小企業者が、新商品開発やその広報に要する費用、受注・決済システムの導入などを行う場合に、その費用の一部を補助する

補助対象経費

- ・新商品開発に要する費用、新商品の広報に要する費用
- ・受注や決済等のシステム導入改善に要する費用（サービス利用料などは令和3年2月分まで）
- ・店舗外で販売を行う場合の会場借上料（機材使用料、装飾費を含む）
- ・新商品の提供に必要な食器購入費用など、その他消耗品・備品購入費用



補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨て）で上限10万円
- ・1店舗につき申請は4回まで

補助対象要件・注意事項

- ・市内に本店（個人については住所）がある者
- ・令和2年4月30日以前から営業する、飲食店営業の食品営業許可書を有する店舗であること
- ・令和2年2月1日から令和3年2月28日までに行う新たな事業であること

以下の要件を満たした事業者であること

- ・市税を滞納していないこと
- ・風俗営業等関係事業者でないこと
- ・暴力団でない、又は暴力団に関係していないこと

以下のいずれにも該当する店舗であること

- ・市内に所在する店舗
- ・日本標準産業分類に規定される、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）を営む店舗
- ・フランチャイズチェーンでないもの。ただし、本部が市内にあるフランチャイズチェーンを除く

○ 詳細はHP



よくある問合せ

Q：既存の飲食店が始める新たな取り組みとは具体的にどのようなものですか？

A：新たな取り組みとして、以下の例が考えられます。

- 例1）店内食のみであった飲食店が始めるテイクアウト・デリバリー・移動販売・店外販売
- 例2）既にテイクアウトを行っていた飲食店が始める、モバイルオーダーサービス・宅配サービスの導入
- 例3）既にデリバリーを行っていた飲食店が始める、受注システムの導入

Q：店内にイートインスペースがあれば補助金の対象となりますか？

A：飲食店営業の「食品営業許可書」のある店舗であれば対象となります。ただし、新たな取組により販売する物は、飲食店として提供する商品（調理済みの商品）であることが条件です。例えば、小売業として販売しているコーヒー豆、菓子などをテイクアウト・デリバリーするための経費は対象外となります。

問い合わせ

商工業振興課

☎0532-51-2431

✉ shokogyo@city.toyohashi.lg.jp